

制限付一般競争入札公告

入札公告第1号
令和8年2月5日

下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、十日町市財務規則（平成17年十日町市規則第63号）第145条の規定により公告する。

十日町市長 関口 芳史

1	工 事 番 号	企建 第21号
2	工 事 名	市道稲荷町線道路改良に伴う配水管布設替工事
3	工 事 場 所	十日町市 稲荷町3丁目本通り 地内
4	工 事 期 間	令和8年3月31日まで
5	予 定 価 格	事後公表
6	参加資格申請書	
	(1) 提出期間	令和8年2月6日（金）午前9時から令和8年2月12日（木）午後4時まで。ただし、電子入札システム休止時間を除く。
	(2) 確認結果	各申請者に電子入札システムにより通知する。
7	設計図書閲覧場所	新潟県入札情報サービス
8	質問期間・方法	令和8年2月12日（木）午後4時までに、所定の「質問回答書」の様式を用いて、電子メールで nyusatsu-zaisei@city.tokamachi.lg.jp へ提出すること。
9	入札受付期間	令和8年2月16日（月）午前9時から令和8年2月18日（水）午後4時まで。ただし、電子入札システム休止時間を除く。
10	開 札 日 時	令和8年2月19日（木）午前9時以降
11	入 札 保 証 金	免 除
12	契 約 保 証 金	免 除
13	前 金 払	ただし、請負金額が2,500万円以上の場合は納付できる
14	部 分 払	ただし、請負金額が200万円以下の場合はしない。
15	最低制限価格	ただし、請負金額が500万円未満の場合はしない。
		設 定
		ただし、予定価格が1億円以上の場合は低入札価格調査基準価格とする。
16	工事費内訳書	必 要
17	入 札 回 数	提出のない者の入札は無効とする。
18	入 札 参 加 条 件	2回を限度とする。
		令和7年度十日町市建設工事入札参加資格者で、次の①又は②及び③と④の条件を満たしている者
		① 十日町市内に本社を有しており、管工事の格付けがA・B級の者
		② 十日町市内に委任先営業所を有しており、十日町市に提出した最新の法人市民税確定申告書にて申告した従業員数が10名以上で、十日町市内に営業所を設置してから令和7年4月1日において5年を経過し、かつ管工事の格付けがA・B級の者
		③ 配置技術者の要件として次の技術者を配置できる者であること。
		建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に定める技術者及び現場代理人を配置できる者
		ア. 請負工事における下請け金額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の下請契約を締結する必要がある工事では、建設業法の特定建設業の許可を有し監理技術者を配置できる者
		イ. 請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合には9,000万円）以上

の工事では、現場ごとに専任の主任技術者を配置できる者
り。配置技術者の要件として、3箇月以上継続して直接的な雇用関係にあること。

- ④ 自社又は自社の役員等（支店又は営業所の代表者その他これと同等の責任を有するものを含む。）が十日町市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

- 19 無効入札 十日町市制限付一般競争入札実施要綱第4条に規定する入札参加条件を満たしていない者及び入札に参加する資格のない者の行った入札並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 20 入札の中止 入札を中止又は延期する場合は入札参加業者に通知する。
- 21 入札の辞退 入札参加申請書の提出後に入札を辞退する場合は電子入札システムから入札の辞退を申請すること。
- 22 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。